

ポスト新長期等規制適合車両導入等に係る利子補給助成金の交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日制 定
令和 8 年 3 月 30 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、自動車の走行に伴い発生する環境問題に鑑み、自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の低減を図るため、国が定めるポスト新長期規制又は平成 28 年度排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車（以下「ポスト新長期等規制適合車」という）の導入に対する融資（以下『ポスト新長期等融資』という）に対して行う利子補給助成金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ポスト新長期規制適合車とは、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（平成 20 年 3 月 25 日国土交通省告示第 348 号）による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年 7 月 15 日国土交通省告示第 619 号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。
- (2) 平成 28 年度排出ガス規制適合車とは「道路運送車両の保安基準」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する告示(平成 27 年 7 月 1 日)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年 7 月 15 日国土交通省告示第 619 号）に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。
- (3) 事業者とは、原則兵庫県に本社を有する第一種貨物利用運送事業を除く貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社であって兵ト協会員をいう。
- (4) 利子補給助成金とは、近代化基金運営要領（以下『運営要領』という。）に基づいて兵ト協が事業者に対し、融資利率の利息の一部を補助する助成金をいう。

(助成金の交付対象)

- 第 3 条 兵ト協は、運営要領に基づき、事業者に対するポスト新長期等融資について、指定金融機関に推薦を行い、第 7 条に定められた融資として実施し、利子補給助成を行うものとする。
- 2 ポスト新長期等融資は、平成 23 年 6 月 1 日以降に購入するポスト新長期等規制適合車の導入に対するものとする。

(助成金の交付)

第 4 条 兵ト協は、毎年四半期毎（1 月、4 月、7 月、10 月の各 20 日）に前 3 ヶ月

に実施した利子補給金について、商工中金からの請求に対し利子補給助成金を一括支払うものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 兵ト協は、事業者から利子補給助成金の交付申請があった場合には、事業計画の適格性等を検討し、妥当と判断されたもののうち協会の融資枠の範囲内において推薦の決定を行い、その適否について事業者へ通知する。

(申請書類)

第6条 事業者は、利子補給助成金の交付を受けるに当たって、次に定める書類を兵ト協へ提出するものとする。

[申請時] ・融資推薦申込書(様式1号)
・企業要項(様式2号-①)
・事業計画書(様式3号)
※添付書類「見積書(写)等」

[報告時] ・設備完成(購入)報告書(様式18号)
※添付書類「導入車両の車検証(写)」、支払いを疎明する「領収書(写)等」

(助成金が受けられる融資条件)

第7条 事業者が利子補給助成金の交付を受けられる場合の融資条件は、次に定める内容を満たすものでなければならない。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 融資対象 | ポスト新長期等規制適合車の導入 |
| (2) 融資限度 | 1億円以内 |
| (3) 融資利率 | 指定取扱金融機関の所定利率による。 |
| (4) 償還期間 | 5年以内(据置期間6ヵ月を含む。)とする。 |
| (5) 償還方法 | 月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等分割償還とし、償還日は任意で事業者が選択して定める。 |
| (6) 取扱金融機関 | ㈱商工組合中央金庫(以下『商工中金』という)の本支店及び商工中金の代理店である信用金庫又は信用組合の本店等とする。 |
| (7) 事業の実施期間 | 毎年4月1日から翌年3月末日までの事業とする。 |
| (8) 利子補給率 | 毎年2月及び8月発表の商工中金の長期プライムレートに3分の1を乗じた利率(%の小数点第2位を四捨五入)を上期推薦分(4月~9月)と下期推薦分(10月~翌年3月迄)の利子補給率とする。 |

注1: 融資利率が利子補給率を下回る場合は、融資利率と同率とする。

注 2：平成 29 年度融資推薦分から本項の算式を適用し、それ以前の融資推薦分については推薦時の利子補給率を適用する。

注 3：長期プライムレートが大幅に変動した場合は、基金残高の状況等を踏まえ、別途検討する。

(助成金交付の制約)

第 8 条 借入事業者（転貸方式により借入れた事業者を含む）が次に該当する場合は、協会は利子補給の打ち切り、既往の利子補給分返還、繰上げ償還等の措置をとることができるものとする。

- (1) 正常な取引を維持することが困難（例えば、銀行取引の停止、倒産、破産、営業権の譲渡等）である場合。
- (2) 協会の資格を失った場合及び正常な会員の義務を果たさないと判断される場合。
- (3) 正当な事由なく申請に係る事業計画と異なるものに転用した場合。
- (4) その他本要領の主旨に照らし利子補給を継続することが適当でないとして協会が判断した場合。

2 前項の規定により返還を要することとなった利子補給助成金は、次期に交付することとなる利子補給助成金から控除するものとする。ただし、控除できない金額がある時は、別途請求するものとする。

(報告の義務)

第 9 条 事業者は、ポスト新長期等融資の実施に当たって必要と認める場合には、所要の報告を行うものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

この改正要綱は、令和 8 年度融資分から適用する。

[沿革]

平成 27 年 4 月 1 日	制定
平成 29 年 3 月 27 日	一部改正
平成 30 年 3 月 27 日	一部改正
令和 2 年 3 月 27 日	一部改正
令和 5 年 3 月 8 日	一部改正
令和 8 年 3 月 30 日	一部改正